

習志野市生活支援体制整備事業 補助金交付イメージ<通所型>

事業	一般介護予防事業 国基準	備考:習志野市(案)	介護予防・生活支援サービス事業 国基準	備考:習志野市(案)
サービス種別	地域介護予防活動支援事業(通いの場)		通所型サービスB(住民主体による支援)	
サービス内容	介護予防に資する住民運営の通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・定期的な交流会 ・ サロン	月1回以上実施 ・介護予防に資する活動を実施すること。 ・事故防止に努めること。 ・緊急連絡先の把握をすること。	住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・定期的な交流会 ・ サロン ・会食	月1回以上実施 ・介護予防に資する活動を実施すること。 ・事故防止に努めること。 ・緊急連絡先の把握をすること。
対象者	主に日常生活に支障のない者であって、通いの場に行くことにより 介護予防が見込まれるケース すべての高齢者の利用が可能 ・要支援者 ・事業対象者 ・要介護者 ・一般高齢者		・要支援認定を受けた者(要支援1・2) ・介護予防・生活支援サービス事業対象者 *上記の者が中心であれば、それに該当しない者の利用も可能	要支援認定者もしくは事業対象者を半数以上受け入れること。 1か月の利用者は5名以上を目標とする。
ケアマネジメント	なし		あり	
市町村の負担方法	運営のための間接経費を補助 月・年ごと払い 定額 家賃(場所の利用料) 光熱費	毎月1回の報告及び請求 立ち上げ支援 * 補助対象となる立上げ支援 内訳 消耗品費、修繕費(軽微なもの)、 借上料、備品購入費 運営費 会場使用料が必要な場合は実費分 * 補助対象となる運営費 内訳 光熱費、保険料、通信費、 印刷製本費、消耗品費、 備品購入費	運営のための事業経費を補助 年定額(活動に対する補助) 家賃(場所の利用料) 光熱費	四半期に1回の報告及び請求 立ち上げ支援 * 補助対象となる立上げ支援 内訳 消耗品費、修繕費(軽微なもの)、 借上料、備品購入費 運営費 1ヶ月の開催回数により増額 会場使用料が必要な場合は実費分 * 補助対象となる運営費 内訳 光熱費、保険料、通信費、 印刷製本費、消耗品費、 備品購入費、 運営リーダー謝礼金
利用者負担額	市町村が設定(サービス内容構成に応じて設定) 補助の場合はサービス提供主体が設定することも可能 * 食事代等の実費は報酬の対象外とし、利用者負担	材料費 お茶代 等 上限を設定	サービス提供主体が設定 市町村が設定することも可能 * 食事代等の実費は報酬の対象外とし、利用者負担	材料費 お茶代 等 上限を設定
サービス提供者	地域住民		ボランティア団体 等	ボランティア講座受講者またはボランティア経験者を1名以上スタッフとすること。
備考				定期的な第2層コーディネーターの支援